

平成31年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成31年 第4回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成31年4月25日午前9時57分～午前11時00分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
			14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (1名)	13 番	谷 口 学		
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 平成31年4月12日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第10 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第11 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第12 議案第9号 農用地利用集積計画(案)について(令和元年5月8日公告予定分)</p> <p>日程第13 議案第10号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について</p>			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

- 事務局長 ただいまから、平成31年第4回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。本日の会議には、谷口委員から欠席の届け出が提出されております。
- よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 事務局長 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかにやっぱりつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 川崎会長 皆さんおはようございます。本来だと、5月の定期総会ですが、大型連休ということで、25日となりました。ご出席をいただいたことにお礼を申し上げます。
- 天候については、私からお話しするまでもなく、暑かったり寒かったりで、また今日も大変こう肌寒いですが、こうした不規則な天候でなくて、良い天候に恵まれ、蒔き付けが順調に行き、実り多い秋を迎えられたらいいなと思っているところであります。
- ご存じのように4月の統一地方選挙が始まりまして、先月の21日に町長・町議選が行われ、美瑛町も新たな町長の元、町議の元、出発したわけでございます。それぞれ応援した方もいると思いますけれども、選挙が終わればノーサイドということで、わだかまりがなく、美瑛町のまちづくりが、前町長よりもスピードアップしてすすむことを期待したいとそんなふうに思っております。
- 農業委員会も今、佐藤さんの方から、自己紹介がありましたけど、4月1日より石橋さんの後に来ていただきました。先ほどありましたけど、社会人1年生ということで、委員の皆さん、あまりいじめないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 国の方を見ますと、農業関係では、アメリカとの2国間協議がTPP以上に厳しい対応を迫られるような話が、新聞紙上で出ています。今のトランプ大統領は何を考えているか分かりませんが、日本の国益を守るということで、農水大臣から強く農

業関係寄りの法案も2、3本、今通っているようでございます。

どっちにしろ、改革という名のもとに、厳しい現実が待っていますけど、4月の新しい年でございますので、どうか地域で後継者のために、あるいは地域発展のために、農業委員としてご活躍をいただければと思います。

大型連休はサラリーマンにはありますけれども、農家の方は、仕事の真っ最中ということで、どうかケガのないように、蒔き付けをしていただきますようお願いし、簡単ですけども、開会に当たりますてのご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○川崎会長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番 佐藤委員、12番 斉藤委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、3月29日、平成31年第3回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番、4月5日、美瑛町農業協同組合第67回通常総代会が開催され、会長が出席しております。
3番、4月8日、美瑛町農業再生協議会通常総会が開催され、会長が出席しております。
4番、4月11日、平成31年度上川地方農業委員会連合会総会が開催され、会長が出席しております。
5番、同じく4月11日、平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、会長が出席しております。

6番、4月24日、平成30年度美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会監査が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、平成31年4月12日提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番については、**■**番 **■**委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、**■**委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

○議 長 それでは、議案第1号、番号1番について事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、平成31年4月12日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 公益財団北海道農業公社、借主 **■**
■さん外2件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字**■**、地番**■**及び**■**、面積計2万8,812㎡につきましては、貸主 公益財団法人北海道農業公社から借主 **■**さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月4日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第9号にて賃貸借の申請が上がってきております。以上です。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。**■**委員の入場を求めます。

【■委員入場】

- 議 長 お座りください。■■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 議案第1号、番号2番と番号3番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外5筆、面積計4万2,327㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月2日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、議案第9号にて賃貸借の申請及び一部を自己管理とのことです。
つづきまして番号3番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外8筆、面積計10万3,163㎡につきましては、貸主■■■■から借主■■■■の基盤強化法による賃貸借でしたが、3月26日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、貸主であった■■■■で耕作予定とのことです。
今回提出された全3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引き渡し6カ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 これより、議案第1号、番号2番と番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第1号、番号2番と番号3番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付について、の件を議題とします。
議案第2号、番号1番から番号5番については、一括して審議いたします。
議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった■■■■さん外4件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外3筆、地目、登記簿 田及び畑、現況 山林及び非農地、面積 3万2,279㎡です。土地所有者並びに申請には、美瑛町字■■■■■■■■さん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、30年前まで田畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい。今の事務局の方から説明があったんですけど、30年ということだったんですけども、30年以上になるかもしれない。この農地については、昨年、班によっては現地確認見てない方もおられますけれども、農振除外ということで昨年現地を確認してもらいました。急傾斜ということで、今後、耕作が無理ということで、このような申請になりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、■■■■■■■■、地番■■■■、地目、登記簿 田、現況 非農地、面積 345㎡です。土地所有者並びに申請人は、■■■■■■■■さん並びに■■■■■■■■さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。この土地につきましては、20年前まで田の利用でしたが、現在は農地として利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局の方よりご説明があったとおりでございます。今朝ほど、2班のほうで現地の方を確認してございます。都市計画区域内ということで、何ら問題ないと思っておりますので、どうぞ審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示字名、[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、登記簿 田、現況 非農地、面積 273 m²です。土地所有者は、[REDACTED]さん、申請人は代理人で、[REDACTED]さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。この土地につきましては、30年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[REDACTED]委員から、補足説明をお願いいたします。

○[REDACTED]委員 はい。この土地につきましても、今朝ほど、2班の方で確認してまいりました。きれいに整備されていて、都市計画区域内ということで、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号4番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号4番、土地の表示字名、字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、登記簿 田、現況 非農地、面積 1,971 m²です。土地所有者並びに申請人は、美瑛町字[REDACTED]。農振農用地区域外、都市計画区域外です。

この土地につきましては、10年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[REDACTED]委員からの補足説明をお願いします。

○[REDACTED]委員 はい、今朝、現地確認してきました。この土地は、現況では農地としての利用ではなく、木及び一部石など置いてあり、農地としての利用はできないかなと思います。また今後宅地として利用したいということなので、申請は問題ないかなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号5番について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号5番、土地の表示字名、字[]、地番[]、地目、登記簿 畑、現況 非農地、面積 496 m²です。土地所有者並びに申請人は、美瑛町[]さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、30年前まで畑での利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[]委員からの補足説明をお願いいたします。
- []委員 この土地につきましては、昨年7月、1班で現地調査を行っています。[]のちょうど向かい側ぐらいになるでしょうか。現地確認をしたときには、きちんと管理はされてはいたんですが、畑として利用するには少し無理かなというふうな判断をその時はしたと思っています。問題はないかと思しますので、よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1番から番号5番について、現地調査の結果を、斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 はい。番号2番、3番、4番につきまして、今朝ほど現地調査をしてまいりました。2班としては、問題ないということで確認をしてまいりましたので、よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。これより、番号1番から番号5番について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号5番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。それでは、議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域

の変更について、除外。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2第1項の規定により意見を付すので、審議をお願いいたします。

番号1番、土地の表示字名、字[]、地番[]、地目、登記簿、現況ともに畑、面積計224㎡。所有者 [] []さん。申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明終わります。

○議長 議長 議案第3号について、現地調査の結果を、斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい。今朝ほど、現地調査をまいりました。住宅裏の細長い土地ということで、排水の縁という細長い土地なんです。が、何ら問題ないかなと判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長 議長 ありがとうございます。
議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。
【なしの声】

○議長 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。
【全員挙手】

○議長 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 議長 日程第7、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第4号、農地法3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権設定申請のあった、譲渡人 []さん、譲受人 []さんの許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第4号から議案第6号で審議いただく7案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満

たしていると思われます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外1筆、面積計191㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から西に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は譲受人の希望により当該農地を贈与したい。譲受人は、当該農地の協議が終了したため、譲受したいとのことです。

詳細につきましては、議案第4頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、■■■■であります私の方から報告をさせていただきます。面積も小さいですが、実はもう■■■さんは早くに離農されております。■■■■さんが調べてみますと、この2筆について漏れていたということで、■■■さんも高齢ということで、きちんと処分をしたいということで、申請が出たところであります。どうかご審議をよろしく願います。

○議 長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第5号、番号1番から番号3番については、■■■番、■■■委員が、直接の利害関係にある案件と認められます。農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■委員の退席をお願いいたします。
【■■■委員退場】

○議 長 それでは、議案第5号、番号1番から番号3番までの件について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案第5項、農地法3条の規定による許可申請について、賃貸借。

農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった、貸主 [] さん、借主 [] 外3件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、番号1番から番号3番までの権利移転の理由につきましては、貸主、借主とも法人の営農を確立させるためとなっています。

番号1番、土地の表示字名、字 []、地番 [] 外12筆、面積計8万9,125㎡につきましては、貸主 [] さんから、借主 [] への賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に約 [] kmの箇所で、価格は [] 万円で10a当り田 [] 万円、畑 [] 円です。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。

番号2番、土地の表示字名、字 []、地番 [] 外2筆、面積計6万8,989㎡につきましては、貸主 [] さんから、借主 [] への賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に約 [] kmの箇所で、価格は [] 円で、10a当り畑 [] 円、採草放牧地 [] 円です。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。

番号3番、土地の表示字名、字 []、地番 [] 外11筆、面積計11万2,321.61㎡につきましては、貸主 [] さんから、借主 [] への賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に約 [] kmの箇所で、価格は [] 円で、10a当り田 [] 万円、畑 [] 円、採草放牧地 [] 円です。詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。

なお、番号1番から3番までの借主 [] は、新設の農地所有適格法人のため、5カ年の営農計画書を添付しておりますので、後ほどご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [] からの補足説明をお願いします。

○ [] 事務局の説明のとおりでございます。かねてより法人経営を目指していた [] 委員ですが、何ら問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第5号、番号1番から番号3番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、浦島委員。

- 浦島委員 該当の方と■■■さんという方は、会社にとってどういう関係の方が、分かる範囲で説明願いたい。
- 事務局 ただいまご質問あった件なのですが、■■■さんと■■■さんは、■■■さんのご両親ということで、農地の提供者という位置づけとなっております。以上です。
- 議 長 他に、発言のある方はありませんか。
【なしの声】
- 議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第5号、番号1番から番号3番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。■■■委員の入場を認めます。
【■■■委員入場】
- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 続きまして、議案第5号、番号4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 番号4番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■外33筆、面積計50万9,512㎡につきましては、貸主■■■さんから借主■■■への賃貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から東に約■■■kmの箇所で、権利移転の理由は、貸主は借主の意向を受け貸付したい。借主は、法人の経営を確立させたいとのことです。価格は■■■円で10a当り■■■円です。なお、借主の農業生産法人■■■は、新設の農地所有適格法人のため、5カ年の営農計画書を添付しておりますので、後ほどご確認ください。
詳細につきましては、議案8頁と9頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局からの報告のとおりです。当初■■■さん

である■■■さんへ、経営移譲する話がありましたが、昨年■■■さんに■■■さんを迎え、経営権を■■■さん夫婦に託し、法人化して、株式会社■■■に賃貸するものです。

■■■さんの■■■さんである代表の■■■君は、他町で農業実習の経験もあり、とても勉強熱心な方で、地域としても、今後に期待の持てる頼もしい青年です。ご存じのとおり■■■さんは堅実経営をされており、親の姿を見て育ったもう1人の代表の■■■さんも日々頑張っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第5号、番号4番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第5号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第6号、番号1番と番号2番については、一括して審議いたします。議案第6号、番号1番と番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主■■■さん、借主■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■、外15筆、面積16万7,221㎡につきましては、貸主■■■さんから、借主■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から東に約■■■kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたいとのことです。詳細につきましては、議案10頁をご確認ください。

番号2番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■外1筆、面積4万2,333㎡につきましては、貸主■■■さんから、借主■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から東に約■■■kmの箇所で、権利設定

の理由は、貸主、借主とも番号1番と同様です。

詳細につきましては、議案11頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります、■■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいまの件につきまして、■■■■さんと■■■■さんとも高年齢ということで、作業が出来なく、仕事も出来なくなり、そのことで■■■■さんに使用貸借ということになっております。正直言いますと、■■■■さんは平成29年に■■■■さんの方から使用貸借をしていたんですが、その前に■■■■さんは、■■■■の方でメロンの関係で仕事を何年かやって、その後、■■■■さんのところに使用貸借、経営を移譲するというのでやっていましたが、手続が少し遅れまして、本来的には29年の4月からやっているんですけども、少し手続、やり方が遅れたということで、申し訳なく思っています。面積が20町ぐらいあるんですが、その中で麦とか豆とか、後、芋、作業的にはそんなに大変な作業じゃないですし、年は高年齢ではないですし、60過ぎてるんですけども、頑張っただけでやっつけられるような形を考えておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
議案第6号、番号1番と番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
はい（浦島委員）

○浦島委員 またちょっと詳しくなりますけども、構成員3名っていうのは、■■■■さん以外に家族がいるということですか。

○事務局 ■■■■さん、構成員3名ということなんですけれども、■■■■さんのご兄弟の方とその旦那さんで、合計3人ということで、こちらのほうで話を伺っております。以上です。

○議長 はい、この1番と2番の件について、他に発言のある方はありませんか。
【なしの声】

○議長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第6号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第10、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。
議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、
の許可の可否について、審議を求めるものです。
土地の表示字名、字、地番の内外1筆、地目は、
両筆とも登記簿 畑、現況 採草放牧地です。面積は860㎡で、
申請箇所はJR美瑛駅から南に約kmの箇所で、土地所有者
によるの新設のための転用
許可申請です。
申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外です。農用地の転用は原則不許可ですが、
の建設に伴う転用であるため、農地法第4条第6項に該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。
詳細につきましては、議案12頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります委員の補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局の説明のとおりです。今朝、2班で現地確認してまいりました。新設ということで、用地の確保をしたいということでの申請です。手続き上問題なく、計画もきっちりしてるので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
- 議長 長 ありがとうございます。
議案第7号について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 はい、今朝ほど2班で現地確認をしてまいりました。問題ないというふうに判断いたしましたので、よろしくご審議をいた

だきたいと思います。

- 議 長 ありがとうございます。
議案第7号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第11、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局長 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名、字■■■■、地番■■■■、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は999㎡です。

申請箇所はJR美瑛駅から北に約■■kmの箇所で、土地所有者は■■■■さんで、転用計画者の■■■■さんによる、農家住宅の建設のための使用貸借権設定のための転用許可申請です。

申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて農用地除外済であり、また都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、農家住宅の建設に伴う転用であるため、農地法施行規則第38条及び第39条第1項に該当する施設であり、農家住宅建築は農地転用許可することができるとされているため、転用はやむを得ないと認められます。

詳細につきましては、議案13頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります■■■■の補足説明をお願いします。

- ただいま事務局からの説明のとおりでございます。ここの土

地はですね、昨年の農地パトロールの時に皆さん、見ているか
と思います。

今、■■■■君は町から通ってきているわけですが、やはり畑の
近くに住まいを持つということ、また、お子さんも生まれまし
て、家族でこれからやっていただけるかと思っておりますの
で、何ら問題ないかと思しますので、よろしく願いいたしま
す。

○議 長 ありがとうございます。
議案第8号について、現地調査の結果を斉藤班長より願ひ
します。

○斉藤班長 土地につきましては、昨年6月に現地調査を1班で行って
おります。農家住宅の建設ということでなんら問題ないかなと
いうふうに思いますので、よろしく願ひします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第8号について質疑に入ります。発言のある
方は挙手願ひします。はい、浦島委員。

○浦島委員 このことでありまして、反当りの普通収量が少な
すぎるのではないですか。甜菜ですと700kgではなく、7,000kg
ぐらいではないでしょうか。

【中断】

○事務局長 議案に誤りがありました。反当りの収量のご指摘のとおり
です。お詫びして訂正させていただきます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。それでは採決
いたします。
議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の方は
挙手願ひします。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第12、議案第9号、農用地絵利用集積計画、案につ
いて、令和元年5月8日公告予定分の件を議題とします。
議案第9号、番号1番から番号3番については、■■■■番、■■
■■委員が、直接の利害関係にある案件と認められますので、農

業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。

【■■■■委員退場】

○議長 長 それでは、議案第9号、番号1番から番号3番までについて、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第9号 農用地利用集積計画案について、平成31年第4回令和元年5月8日公告予定分。

■■■■さん他19件、改善組合承認済みから、所有権の移転8件、賃貸借12件について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番、■■■■さんから 字■■■■■■■■■■への売買、田3筆、19,547㎡、■■■■円で10a当り■■■■円です。

こちらの土地については、第3回総会にて■■■■との合意解約がなされ、受け手協議中であった土地の売買です。

番号2番、字■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■への売買、田1筆、4,009㎡、■■■■円で10a当り■■■■円です。

こちらの土地についても、第3回総会にて■■■■との合意解約がなされ、受け手協議中であった土地の売買です。

番号3番は保有合理化事業ですが、法人設立による受け手変更です。議案第1号の1番で合意解約の通知があったもので、受け手が■■■■さんから■■■■へ変更になります。

番号3番、所有者 北海道農業公社から、字■■■■■■■■■■への賃貸借、田2筆、28,812㎡、■■■■円で10a当り■■■■円です。

残期間は約3年6か月、令和4年11月6日までです。

以上で説明を終わります。

○議長 長 これより、番号1番から番号3番までについて、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

議案第9号、番号4番から番号5番までについての件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 議案第9号、番号6番から番号20番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号6番、所有者 字■■■■■■■■■■さんから、字■■■■■■■■■■さんへの売買、田2筆、畑5筆、計56,602㎡、■■■■■■■■■■円で、10a当り田■■■■■■■■■■円、畑■■■■■■■■■■円です。こちらは、■■■■■■■■■■さんの経営規模縮小に伴う売買となっております。

番号7番 所有者 ■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■さんへの売買、畑4筆、14,549㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。こちらは、賃貸借期間の終了に伴う受け手側の希望による売買となっております。

番号8番から10番は、■■■■■■■■■■さん離農による農地処分となっております。

番号8番、■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■さんへの売買、田7筆、42,481㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。

番号9番、■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■さんへの売買、畑2筆、25,222㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。

番号10番、■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■さんへの売買、畑2筆、29,845㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。

番号11番、字■■■■■■■■■■さんから、字■■■■■■■■■■へへの売買、田3筆、畑6筆、計83,607㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り田■■■■■■■■■■円、畑■■■■■■■■■■円です。こちらは、相続地処分による売買となっております。

番号12番から15番は賃貸借契約の継続となっております。
番号12番、字■■■■■■■■■■さんから、字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田1筆、9,362㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り
■■■■■■■■■■円です。

番号13番、字■■■■■■■■■■さんから、字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑4筆、■■■■■■■■■■㎡、■■■■■■■■■■円で10
a当り■■■■■■■■■■円です。

番号14番、字■■■■■■■■■■さんから、字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑2筆、5,530㎡、■■■■■■■■■■円
で10a当り■■■■■■■■■■円です。

番号15番、■■■■■■■■■■さんから、字
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑8筆、130,481.96㎡、
■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。

番号16番および17番は、字■■■■■■■■■■さんの経
営規模縮小による賃貸借です。

番号16番、字■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑1筆、4,005㎡、■■■■■■■■■■円で10a
当り■■■■■■■■■■円です。

番号17番、字■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑3筆、35,012㎡、■■■■■■■■■■円で10
a当り■■■■■■■■■■円です。

番号18番、■■■■■■■■■■さんから字■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田2筆、15,125㎡、
■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。こちらは、■■■■■■■■■■さ
ん離農による賃貸借ですが、一部農振がかかっていた
為、分筆後売買予定となっております。

番号19番、字■■■■■■■■■■さんから字
■■■■■■■■■■への賃貸借、畑9筆、
57,278㎡、■■■■■■■■■■円で10a当り■■■■■■■■■■円です。こちらは、
相続地の賃貸借です。

番号20番、■■■■■■■■■■さんから
ら、字■■■■■■■■■■への賃貸借、田2
筆、畑3筆、41,172㎡、田■■■■■■■■■■円、畑■■■■■■■■■■円で田、畑
ともに10aあたり■■■■■■■■■■円です。こちらは、議案第1号番号
2番で合意解約のあった農地の受け手変更となります。

以上、設定を受ける者 20件、11名、3法人
設定をする者 20件、12名、1法人
田 23筆 182,334㎡

畑	52筆	492,079.96㎡
計	75筆	674,413.96㎡

です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第9号、番号6番から番号20番までの件について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第9号、番号4番から番号5番までについての件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第13、議案第10号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画についての件を議題とします。
議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第10号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について。
農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、審議を求めるものです。
別添の資料をご覧ください。
本計画は、農業委員会における活動の評価及び計画を記載するものです。評価及び計画の概要について説明させていただきます。
まず、平成30年度の評価についてご説明します。
「Iの農業委員会の状況」の「1農業の概要」につきましては、2015年発刊の農林業センサスの数字に基づき美瑛町農業の概要を記載しております。
2の「農業委員会の現在の体制」につきましては記載のとおりです。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の「1 現状及び課題」並びに「2 平成30年度の目標及び実績」につきましては、平成30年度の農地移動実績を算出根拠とし記載しております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」については、美瑛町では各地区の改善組合が中心となり、農地の流動化に努めていることから記載のとおりといたしました。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の「1 現状及び課題」並びに「2 平成30年度の目標及び実績」につきましては、平成30年度の新規参入者1名を記載しております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」については、美瑛町では農業振興機構が中心となり新規就農者支援に努めていることから記載のとおりといたしました。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」及び「Ⅴ 違反転用への適正な対応」については、遊休農地は利用状況調査の結果を記載。違反転用案件は0とし、今後も農地パトロール等を引き続き行い、遊休農地違反転用の発生防止に努める旨記載しております。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」から「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、平成30年度の各種業務の状況を取りまとめたものを記載しております。

平成31年度の計画については、平成30年度と同様の活動計画を記載しております。

この内容にて平成30年の評価、平成31年の計画として決定頂ければ幸いです。

なお、今後、町のホームページにて公表することになります。
以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第10号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第9号、番号4番から番号5番までについての件を、原

案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
- 以上をもちまして、平成31年第4回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
- ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成31年4月25日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

佐藤千代志

美瑛町農業委員

青藤幸一